

## 実施計画書の修正前後対照表（主なもの）

修正前	修正後	説明
<p>Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法</p> <p>4 汚染拡散防止対策</p> <p>(2) 長期的対策（平成17年度以降）</p> <p>周辺への汚染拡散防止対策として、遮水壁を設置するとともに、汚染水が周辺環境へ影響することを防止するため、浸出水処理施設等の施設を整備した。</p> <p>廃棄物等の撤去終了後も現場内に残る汚染水については、地下水の状況を把握したうえで、位置、深さなどについて専門家の意見を聴くなどし、現場内に揚水井戸を設置して、積極的かつ効率的に揚水することにより浄化することとし、この浄化方法については、3年程度経過後に中間評価を行い、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>(3) 汚染拡散防止対策の終了</p> <p>汚染拡散防止対策は、現場周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水が環境基準以下となり、かつ、検査結果の傾向に照らし基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点で終了する。</p>	<p>Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法</p> <p>4 汚染拡散防止対策</p> <p>(2) 長期的対策（平成17年度以降）</p> <p>周辺への汚染拡散防止対策として、遮水壁を設置するとともに、汚染水が周辺環境へ影響することを防止するため、浸出水処理施設等の施設を整備した。</p> <p>廃棄物等の撤去終了後も現場内に残る汚染水については、地下水の状況を把握したうえで、位置、深さなどについて専門家の意見を聴くなどし、現場内に揚水井戸を設置して、積極的かつ効率的に揚水することにより浄化することとし、この浄化方法については、3年程度経過後に中間評価を行い、<u>その際には、汚染水浄化が効率的に行われることを確認するとともに、専門家の意見を聴くなどして、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p>(3) 汚染拡散防止対策の終了</p> <p>汚染拡散防止対策は、現場周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水が環境基準以下となり、かつ、検査結果の傾向に照らし基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点で、<u>事業効果を確認するために行った調査結果を公表のうえ、終了する。</u></p>	<p>本文14頁</p> <p>本文15頁</p>
<p>Ⅴ 不適正処分の再発防止策</p> <p>5 今後の再発防止策</p> <p>(2) 適切な情報収集</p> <p><u>住民からの通報への対応に加え、平成10年度からは全市町村に廃棄物不法投棄監視員を配置し、広く情報収集を行うとともに、積極的に立入検査・報告徴収を行い、事実の把握に努めている。</u></p> <p><u>さらに、平成14年6月には、行政・事業者・関係団体が一体となった監視・通報体制を構築するため「不法投棄撲滅青森県民会議」を設置し、一層の情報収集に努めている。</u></p> <p><u>なお、不法投棄や不適正処理が疑われる場合は、夜間・休日を含め継続して監視に当たり事実把握に努めている。</u></p> <p>(3) 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保</p> <p>担当職員については随時職場内外の研修を受けさせ資質向上を図るとともに、平成13年度からは警察官OBを環境管理専門員として環境管理事務所に配置し、その警察官としてのノウハウを監視・指導業務に取り入れるなど、監視・指導体制の強化を図っている。</p> <p>また、本庁と環境管理事務所とは、随時情報・意見交換を行うとともに、事案に</p>	<p>Ⅴ 不適正処分の再発防止策</p> <p>5 再発防止策</p> <p>(2) 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保</p> <p>担当職員については随時職場内外の研修を受けさせ資質向上を図るとともに、平成13年度からは警察官OBを環境管理専門員として環境管理事務所に配置し、その警察官としてのノウハウを監視・指導業務に取り入れるなど、監視・指導体制の強化を図っている。</p> <p>また、本庁と環境管理事務所とは、随時情報・意見交換を行うとともに、事案によっては、本庁と環境管理事務所が一体となって対処し、適正処理の推進を図っている。</p> <p>(3) 不法投棄防止対策</p> <p>① 不法投棄の未然防止対策</p> <p><u>不法投棄の早期発見に当たっては、県民からの情報提供がきっかけとなること、県民の監視の目があることが不法投棄防止対策として有効と考えられることから、県民の意識啓発を継続している。</u></p> <p><u>ア 意識啓発</u></p>	<p>本文35頁</p>

よっては、本庁と環境管理事務所が一体となって対処し、適正処理の推進を図っている。

#### (4) 廃棄物担当部局と他の部局の連携強化

これまでも、必要に応じ個別の事案について他部局と連携し対応しているが、平成14年6月に、庁内関係課も構成員とした「不法投棄撲滅青森県民会議」を設置し、恒常的な連携体制を構築している。

#### (5) 警察との連携強化

本庁への警察官3名の出向を受けて、警察本部との連携を強化するとともに、警察官OBを環境管理専門員として配置することにより一線署との連携も図っている。

県の広報番組、野焼き・不法投棄防止チラシの配布等を通じ、広報啓発を随時実施。

#### イ 説明会の開催

排出事業者に対する説明会を県内6地区で開催し、産業廃棄物の適正処理を周知。

#### ② 不法投棄監視対策

##### ア 環境管理事務所による監視

環境管理事務所において、定期的に管内の監視を行い、不法投棄の早期発見及び未然防止を図っている。

平成14年度から、不法投棄された産業廃棄物の調査に不可欠な産業廃棄物管理票の確認、保管基準の遵守状況の調査を重点的に実施することにより、保管量が少ない段階での指導を強化している。

平成19年度からは、不法投棄監視カメラを環境管理事務所に配置し、効果的に活用することにより、未然防止及び不法投棄の実態解明に努めている。

##### イ 不法投棄撲滅青森県民会議

行政・事業者・関係団体が一体となった監視・通報体制を構築するため「不法投棄撲滅青森県民会議」を設置（H14.6月設置）し、情報収集に努めた結果、不法投棄に関する通報体制が定着したことから解散（H21年度）した。その後も県民、事業者等からの情報提供が継続している。

##### ウ 夜間・早朝・休日監視

悪質・巧妙化するケースに対処するため、チームを組んで夜間・早朝・休日に監視を実施している。特に休日監視では、平成14年度から許可業者の事業場への立入調査回数を1か所以上含めるなど強化している。

##### エ 廃棄物不法投棄監視員による監視

全市町村に配置している廃棄物不法投棄監視員が担当区域内を巡回監視し、不法投棄された廃棄物の早期発見と未然防止に努めている。

##### オ 廃棄物積載車両点検

警察と連携して廃棄物積載車両の点検を年数回行い、廃棄物処理業許可の有無、排出元・搬入先、産業廃棄物管理票の使用状況等を確認し、適正な取扱いを指導している。

##### カ 上空監視

県の防災ヘリコプターを活用し、地上からは確認が困難な山間部・森林部の不法投棄について、上空からの監視を複数回実施している。

##### キ 硫酸ピッチパトロール

本県で発生した硫酸ピッチ不法投棄事案は、全て県外から持ち込まれたものであるため、県内への搬入防止対策として、平成17年度から大型車両が駐車可能なスペースにおいて、夜間及び早朝に、駐車している大型車両の積み荷の確認に重点を置いた車両一斉点検を複数回実施している。

##### ク 悪質な事案等に対する対応

県警察本部からの出向による警察官2名を環境政策課に配置し、不法投棄の早期発見のための巡回活動や車両点検等において、当該職員が中心となって警察と連携して対応するとともに、悪質な事案については、警察への通報等の厳しい対応を取っている。

#### ケ 関係機関との連携

不法投棄等の事案について、県警察本部、海上保安部と情報交換を随時実施している。

また、農林水産業や建設業から排出される産業廃棄物については、随時、関係部局と連携し、調査・指導等を実施している。

### **③ 産業廃棄物処理対策**

産業廃棄物の適正処理については、立入検査等の監視・指導体制の強化により、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に努めている。特に、産業廃棄物保管基準の遵守状況、産業廃棄物管理票の確認を重点的に指導することにより、指導を強化している。

#### ア 産業廃棄物処理業者等立入検査・指導

##### (イ) 産業廃棄物処理業者

県内(青森市を除く。)に施設を有する処分業者及び積替え保管施設を有する収集運搬業者について立入調査を実施し、処理状況、委託契約関係、産業廃棄物管理票交付・管理状況、帳簿記載状況、保管量の確認・指導を行っている。

##### (イ) 産業廃棄物処理施設

全焼却施設について、施設の稼働状況、維持管理の記録・閲覧制度への対応等の確認を実施している。また、最終処分場についても全ての施設を対象に立入検査を行い、必要に応じて放流水水質検査、搬入廃棄物抜取検査等を実施している。

##### (ウ) 排出事業者

不法投棄等の不適正処理は、建設関係廃棄物が大半を占め、次いで製造業関係の廃棄物が多いことから、建設業者(解体業者)及び製造業者を主体に立入検査を実施し、産業廃棄物の排出、保管、処理の状況、委託の実態等について確認・指導を行っている。

また、感染性廃棄物、重金属を含む特定有害産業廃棄物などの特別管理産業廃棄物を排出する事業者についても、随時立入検査・指導を実施している。

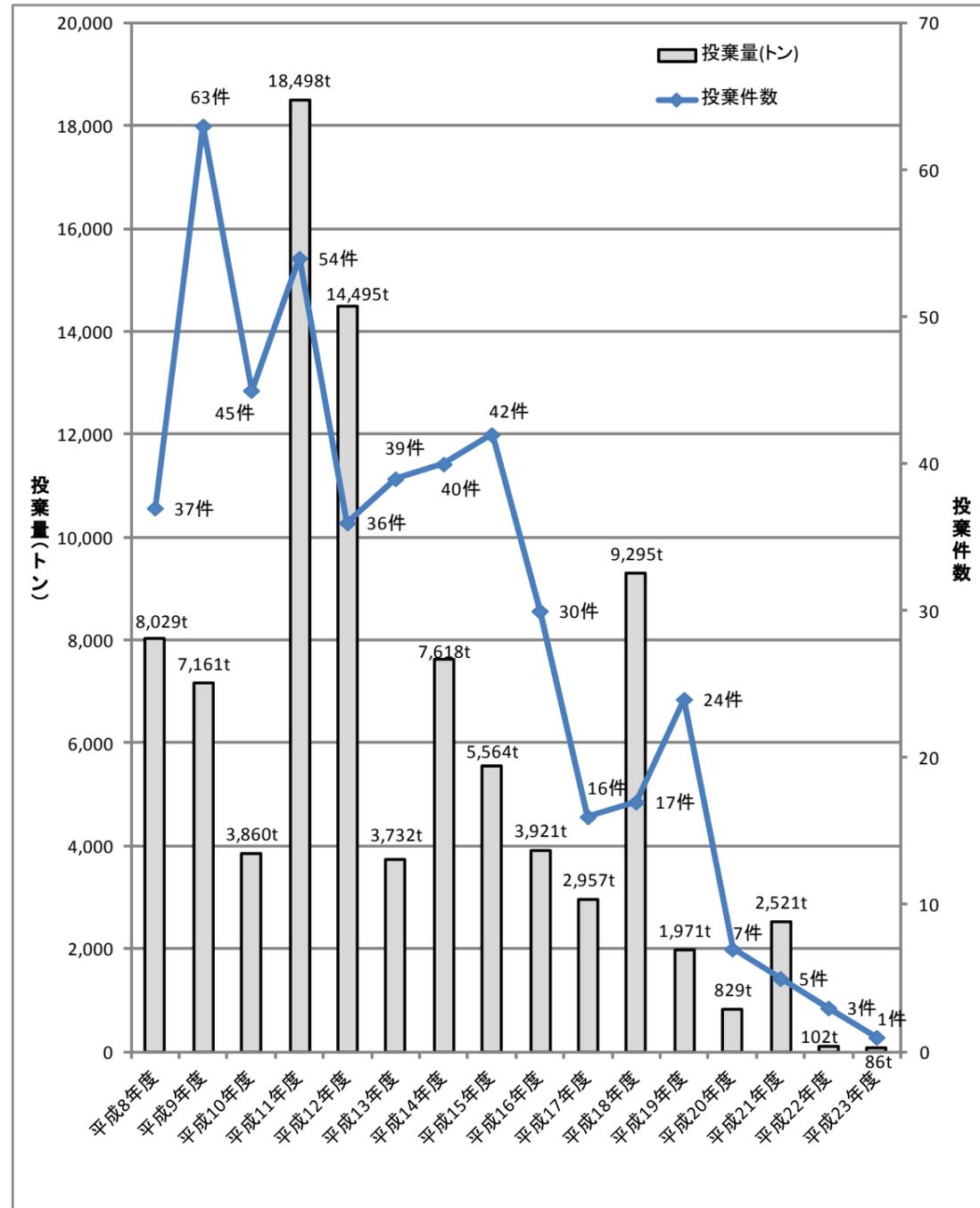
(4) 不法投棄等の現状

①不法投棄件数及び投棄量（新規判明事案：10t以上）

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
投棄件数	37	63	45	54	36	39	40	42
投棄量(トン)	8,029	7,161	3,860	18,498	14,495	3,732	7,618	5,564

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
投棄件数	30	16	17	24	7	5	3	1
投棄量(トン)	3,921	2,957	9,295	1,971	829	2,521	102	86

不法投棄及び投棄量の推移



②不適正処理件数及び不適処理量（新規判明事案：10t以上）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
不適正処理件数	11	36	0	2	15	7	14	11
不適正処理量(トン)	4,320	9,677	0	480	1,555	1,081	1,858	993

不適正処理件数及び不適正処理量の推移

